

令和4年10月吉日

お客さま各位

東春信用金庫

「電子交換所」設立に伴う 手形・小切手用紙の変更とお取扱いの留意事項について

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所を廃止し、電子データで手形の交換を行う電子交換所を令和4年11月に設立いたします。原則すべての手形・小切手の交換業務は、イメージデータで交換を行う仕組みとなります。

お客さまのお手続き方法等の変更はなく従来通り、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

末尾の「電子交換所」設立のご案内（リーフレット）も併せてご覧ください。

1. 手形・小切手用紙の変更

電子交換所設立に伴い、令和4年11月7日発行分から、約束手形・小切手については、「QRコード」が新たに印刷された用紙に変更いたします。

すでにお持ちの手形・小切手については、引き続きご利用いただけます。

2. 手形・小切手のご記入方法と留意事項

電子交換所では、手形・小切手の券面の情報を読み取り、電子データ化のうえ、金融機関間でイメージデータの送受信を行います。そのため、手形・小切手の券面への必要事項以外の書込み（メモ書き等）は行わないでください。券面の情報を正しく読み取るために、以下の留意事項、禁止事項をご確認ください。

【留意事項】

■ 金額欄のご記入方法

◇ アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合

① チェックライターを使用し、金額が判読できるよう、印字をご確認ください。

② 金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」等の終止符号を印字するほか3桁ごとに「,」（カンマ）を印字してください。

◇ 漢数字でご記入の場合

- ① 文字の間をつめ、漢数字のみを使用し、崩し字は使用せず、必ず楷書で丁寧に記入してください。
- ② 金額の頭には「金」を、その終わりには「円」、または「円也」を記入してください。

・読み取ることができる漢字

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7			8		9		10		100			1,000			10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	佰	陌	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

・崩し字の例

○	×
伍	伍
<楷書>	<崩し文字>

■ 訂正方法について

- ◇ 金額を誤記された場合
訂正せずに、新しい手形・小切手を使用してください。
- ◇ 金額以外の記入事項を訂正される場合
訂正箇所にお届け印をなつ印してください(訂正の記入やなつ印は、金額欄、金庫名に重ならないようにご注意ください)。

■ 振出日のご記入方法について

- ◇ 和暦にて日付印や消えない筆記用具を使用して記入してください。
- ◇ 日付印が不鮮明な場合は、二重線で抹消しお届け印をなつ印のうえ、日付印を押し直してください。

■ 署名判、お届け印について

- ◇ 当金庫にお届けのものを所定の箇所に、鮮明に押印してください。
- ◇ インク、朱肉は濃すぎる場合も薄すぎる場合も不鮮明になりますので、ご注意ください。

【禁止事項】

- 手形・小切手券面への複記や補記などのメモ書きは行わないでください。
- 金額欄へのなつ印はしないでください。

3. 電子交換所を経由しない取立

以下のいずれかに該当する場合は、個別に取立となります（別途取立手数料が必要）。

- (1) 手形・小切手の支払場所となる金融機関が、電子交換所に参加していない場合。
- (2) その他何らかの事情により個別の取立が必要となる場合。

4. 電子的な決済手段への移行をご検討ください

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら令和8年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討頂けますようお願いいたします。

5. 参考資料(QRコードの印刷見本・留意事項)

<小切手>

- ※ 余白部分に複記や補記等のメモ書きは行わないでください。
- ※ 金額欄へのなつ印はしないでください。



「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT 1



お客様の**手続方法等の変更はございません**。従来どおり、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

POINT 2



すでにお持ちの**手形・小切手も引き続き利用可能**ですのでご安心ください。

POINT 3



2026年度までの全面的な電子化に向けて、**電子記録債権・インターネットバンキング等の決済手段への移行**をご検討ください。



電子化することで、**こんなに利便性が向上します!**

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

紙の手形・小切手から 電子的な決済手段への移行 をご検討ください!

2026年度までの 全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。



電子記録債権・ インターネットバンキングのご検討を!

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただけますようお願い申し上げます。



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

ご確認ください



手形の交換方法を電子化する

「電子交換所」 設立のご案内



2022年11月から、 手形の交換方法が変わります

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。ぜひ、ご一読ください。

JBA 一般社団法人
全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

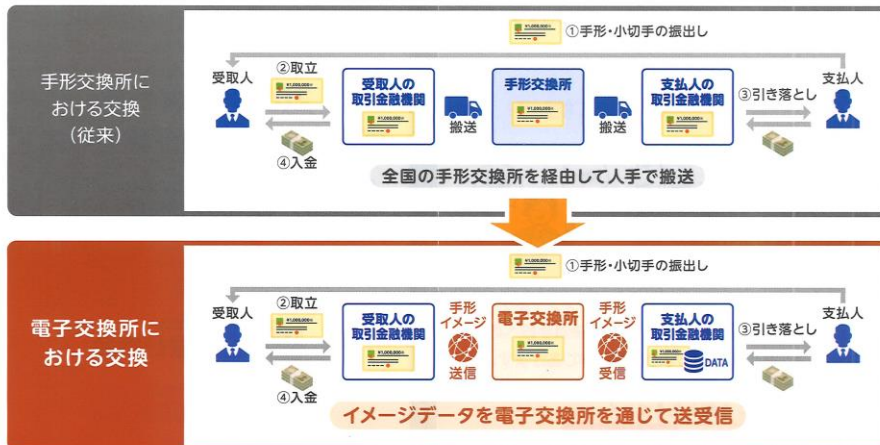
電子交換所の決済開始時期

2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります!

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



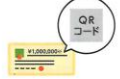
用紙や記入方法 などはどう変わるの?



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関するご注意」がございます。

1 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。



2 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



3 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。